

元親 (以下甲)は、
里親予定者 様(以下乙)に、
両者合意のもとに定めた里親適性試験期間(以下お試し期間)、
2025年月日～年月日
下記譲渡予定猫を仮譲渡する事に合意した。

譲渡予定猫 仮名

年齢 性別
毛色 種類
特徴

全身写真添付

6. 事故等について

- a.過失により譲渡予定猫を逃がしてしまった場合は速やかに甲に連絡し、対策を講じなくてはならない。
故意又は契約違反により逃がした場合、法的責任を問われる事とする。
b.譲渡予定猫を死亡させてしまった場合は、獣医師による死亡診断書を甲に提出しなくてはならない。
また、正式譲渡契約後にあっても、甲が譲渡猫の死亡に不審を感じた場合、甲は乙に獣医師による死亡診断書の提出を求めることができ、乙はこれに応じる義務を負うこととする。お試し期間中および正式譲渡契約後の譲渡予定猫または譲渡猫の死因に不審な点がある場合は、乙は法的にその責任を問われることとする。
c. お試し期間中の譲渡予定猫による咬傷事故等については、乙が一切の責任を負うものとする。

7. お試し期間中の健康管理について

- a.乙は各種伝染病予防のため、譲渡予定猫に対して適切な時期に3種ワクチン(完全室内飼養のため白血病ワクチンは不要)を接種させなくてはならない。
次回接種予定日 年月日
b.乙は譲渡予定猫の病気予防に心がけ、万一罹患した場合には速やかに獣医師の適切な診断、及び治療を受けさせなくてはならない。

8. 譲渡予定猫の飼育にかかる食費、治療費などを含む全ての費用は乙負担とする。

9. 所有者の明示について

- 乙は、譲渡予定猫が誤って脱出した場合に備えて、迷子にならないよう首輪に迷子札を取り付けなくてはならない。
また譲渡予定猫は決して放し飼いせず、必ず室内飼育をしなくてはならない。

10. お試し期間中並びに正式譲渡契約後の飼育に関する衛生基準

- a.乙は、譲渡予定猫の飲み水を毎日取り替え、食器は使用の度に洗わなくてはならない。
b.乙は、猫用トイレ砂を用意し、排泄物を毎日掃除しなくてはならない。
c.乙は、譲渡予定猫が誤って異物を食べてしまわないように、飼育環境は常に清潔に保ち、衛生状態に気を配らなくてはならない。

11. 本「仮譲渡契約書」について

- a.本仮譲渡契約書は2通作成し、乙及び甲がそれぞれ1通を大切に保管する。
b.本仮譲渡契約書の内容に違反する行為が認められた場合には、乙は譲渡予定猫を返還しなければならない。
c.仮譲渡は乙が譲渡猫を家族として迎えるための里親適正試験である。譲渡猫の業者への転売(里親詐欺)、虐待(飲食の制限、無視などを含む)、繁殖目的など本契約の主旨に反する行為が若干でも認められた場合、または甲にその疑いを抱かせるような行為や態度が認められた場合は、乙は甲の請求に従い、直ちに譲渡猫を返還しなくてはならない。
そのような行為があった場合、乙は責任を問われ法的処置を取られても異議申し立てはしないことに合意する。

12. 正式譲渡について

正式譲渡については別途正式譲渡契約書を作成し、乙およびその世帯主、並びに甲の署名捺印をもって契約することとする。

上記について乙はこれを遵守し、譲渡猫の性格・習性を理解するよう努め、里親適性試験期間中、譲渡猫を家族の一員として責任を持って飼育する事を誓約した。乙およびその家族全員並びに甲は上記についてすべて承諾し、両者合意のもと、仮譲渡の契約を結ぶことする。

年 月 日

甲(元親)

氏名

印 身分証明書NO.

住所

連絡先 自宅

FAX

携帯電話

乙(里親予定者)

氏名

印 身分証明書NO.

住所

連絡先 自宅

FAX

携帯電話

乙保証人(同居人以外の緊急連絡先)

氏名

住所

連絡先 自宅

FAX

携帯電話

1. 里親適性試験期間について

本日より両者合意のもと開始した里親適性試験期間は、里親予定者が里親として相応しいか、譲渡予定猫にとって飼育環境が適するかを元親が判断する「里親適性試験期間(以下お試し期間)」である。譲渡予定猫は完全に室内で飼育するものとし、ベランダに出すことも禁止する。また正式譲渡後においても、完全室内飼育は誠実に遵守されなければならない。

また、乙は過去に動物を譲り受け、数ヶ月以内に死なせたり、傷つけたり、怪我をさせたり、逃がしたりしたことがない」と甲に申告し、その申告を経て甲は、乙の里親適正試験期間に合意した。

2. 所有权について

a.仮譲渡契約書(以下本契約)記載の譲渡予定猫は「仮譲渡」であり、お試し期間中は「貸出」と同様である。
譲渡予定猫の所有権は甲にあり、譲渡予定猫の所有権の譲渡は正式譲渡契約をもって行うものとする。

b.乙はいかなる理由においても、甲の譲渡予定猫返還要求に応じなくてはならない。
c.乙は本契約の権利、ならびに譲渡予定猫を第三者に譲渡してはならない。

3. 譲渡予定猫の返還について

a.本契約記載内容に対する違反が認められた場合、ならびに動物を飼うのに不都合な事実の隠蔽(経済面・住宅面・健康面等)、または本契約記載の住所、身分等に虚偽の内容があった場合、または住所変更に際し甲への住所変更通知を故意に怠った場合は、その時点で譲渡予定猫は甲に返還することとする。

b.お試し期間中乙は、家族および先住動物と譲渡予定猫との相性に不安を感じた場合、その他乙の自己都合により譲渡予定猫の返還を甲へ希望する場合は、譲渡予定猫は甲に返還することができ、甲はこれを拒めないものとする。

乙が返還を申し出た場合、乙は、返還時にかかる費用(交通費など)を全額負担しなければならない。

c.お試し期間終了後、甲の審査により譲渡不成立となった場合、譲渡予定猫の返還にかかる費用は双方等分負担とする。

d.正式譲渡契約後であっても、譲渡時の約束を乙が守っていないと甲が判断した場合、甲は譲渡猫の返還を請求することができ、乙はそれに応じなくてはならない。

e.同じく正式譲渡契約後であっても、甲が動物の飼育者として乙を不適格と判断した場合、あるいは甲と乙との信頼関係が損なわれた場合には、乙は甲の譲渡猫返還請求に応じなくてはならない。その場合、譲渡猫の返還にかかる費用はすべて乙負担とする。

4. 飼育放棄(飼えなくなること)について

a.乙は、お試し期間中、いかなる理由(飼養放棄例:結婚、離婚、リストラ、倒産、海外赴任、火事、病気、アレルギー、出産、一家離散、家族死亡、本人死亡、自然災害、譲渡猫の問題行動や疾患など)をもってしても、譲渡予定猫の飼育放棄はできないものとする。万一譲渡予定猫を飼育できないと感じる事態が起こった場合は、乙は必ず甲に報告する義務を負うものとする。報告義務は正式譲渡後においても同様とする。

b.やむなき事情で譲渡予定猫の飼育が困難になった場合、乙は速やかに譲渡予定猫を甲に返さなければならない。

c.また、正式譲渡契約後においても譲渡猫の飼育が困難になった場合は、乙は猫を捨てたり行政処分に持ち込んだりせず、速やかに甲に飼育放棄の意志を伝達し、譲渡猫とその所有権を甲に返還しなければならない。その場合、次の里親への譲渡成立までにかかる費用は、乙が全て負担するものとする。

5. 近況報告及び面会請求について

a.お試し期間中および正式譲渡契約後も、乙は甲からの譲渡予定猫または譲渡猫の写真請求や面会請求に、隨時応じなくてはならない。

b.お試し期間中、最初の1週間は毎日、2週目以降は毎週1回、日々の体重を記載し、全身(尻尾の先まで)の写真と顔写真の日付付きを2枚添付し近況報告をしなければならない。

甲メールアドレス

Ccメールアドレス

c.これにより飼育状況につき改善要求が出された場合には、乙は誠意を持って対応し、譲渡猫の飼育にふさわしい環境を整える義務を負うこととする。甲はそのための相談に応じ、また指導する義務があるものとする。